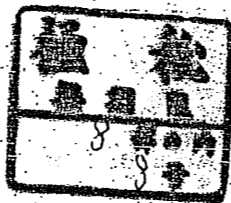




Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.4( 89   外務省外交史料館レファレンス番号 : H222059 )
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5   公開日 : 平成22年12月22日   外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440   CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



89



沖縄、小笠原に関する対米話し合いの進め方について

昭和42 7.8  
北米局長

1. 沖縄、小笠原問題については、米政府においても日本政府と内々に實質的な協議を行ないたいとの気運にあると認められるので、今般の覚書の趣旨で大臣よりこれを米大使に提起されれば、米側はその態度を9月の大臣訪米、あるいは11月の総理訪米まで保留することなく、むしろそれらの機会への準備として覚書に含まれた懸念につき早々に實質的な、かつ、非公式な話し合いに応ずることも予想しうるので、わが方においても今後の対米話し合いに臨むわが方の腹案を周知し置く必要がある。

2. 沖縄の施設帰還の方途の探求(覚書3(1)(1))についての問題の中心は返還後存続すべき米軍基地の地位であるが、この問題についてはまず軍事的見地から沖縄の基地には本土の基地以上にぎりぎりいかなる「自由」を認める必要あり

やを究明するとともに、返還後及び戦時作戦行動の許容につきわが方がどこまで譲りうるやを検討し、その間に妥協点を見出しうるや否やの判断である。仮りに米側がこれらの点につき完全な「自由」に同意する場合は、返還問題の見直しは容易に立て難いが、より柔軟性ある態度にでてくることも予想しうるので、その場合にはわが方としては(1)米側に許容すべき「自由」の範囲、(2)わが方の負担すべき防衛費等の負担等につき重大な決断を要することとなる次第である。

よつて、米側と話し合いを行なうに当つてはこの間の事情をわが側の防衛姿勢の問題として総理に十分説明し、早い段階において防衛庁最高当局を話し合いの實質に加えおく必要がある。

3. 沖縄に関する当面の対米交渉(覚書3(1)(2))については、話し合いを進めるに当つて総理と密に防衛府特遣局と密議に交渉協議するものとし、またその進捗に応じ総理府を中心として関係各

省に広く協力を求める必要がある。本省としては、特に南進事務所強化と経済財政政策の分野における日本政府の政策的展開に重点を置くべきものと考えらる。

4. 小笠原(覚書347)に關しても、前記2と並行して適當な段階で防衛庁と連絡調整する必要がある。

5. 米側と実質的話し合いを行なうに當つては、その機密保持に特に留意する必要あり、これが新聞雑誌となつては政府としても話し合いの途上動きのとれぬ破目に遭はれることともなるので、関係各省庁に対する連絡に當つては機密保持につき慎重な取扱いが必要である。